

京都市中京区姉小路界限地区建築協定

建築協定区域

中京区大文字町、丸屋町、姉大東町、菊屋町、中白山町、下白山町、松下町、福長町、柳八幡町、油屋町、木之下町、丸木材木町、大阪材木町の各一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第1条 この協定は、「姉小路界限現代版町式目」を実現するために、建築基準法第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条第1項に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の用途及び形態に関する基準を定め、都心界限の居住環境を保全しつつ、職住共存地区としての環境を維持増進することを目的とする。

■建築物の用途に関する基準

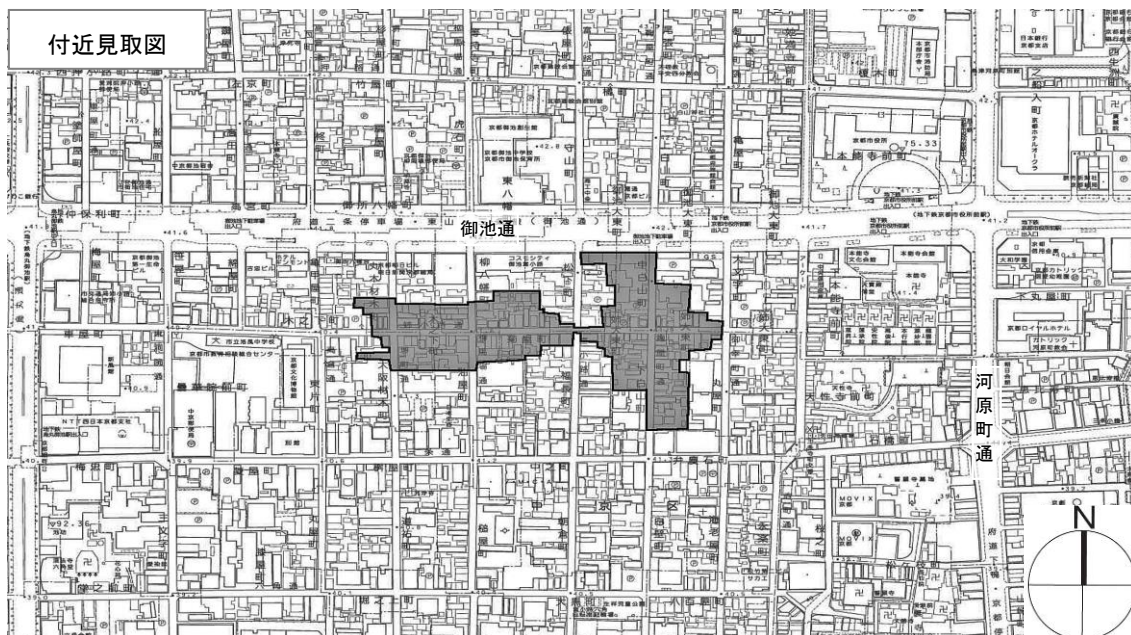
第6条 協定区域内においては、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。

- (1) キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホールその他これらに類するもの
- (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の9の2に定めるもの
- (3) マージャン屋、パチンコ店、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの
- (4) カラオケボックスその他これらに類するもの
- (5) 日用品を販売する店舗（当該店舗の営業時間が午前7時から午後10時までのものは除く）
- (6) 共同住宅（すべての住戸の専用面積が45平方メートル以上のもの及び当該建築物の所有者の住宅が付属するものは除く。）
- (7) その他第8条に定める委員会が第1条の目的に反するものと認めるもの

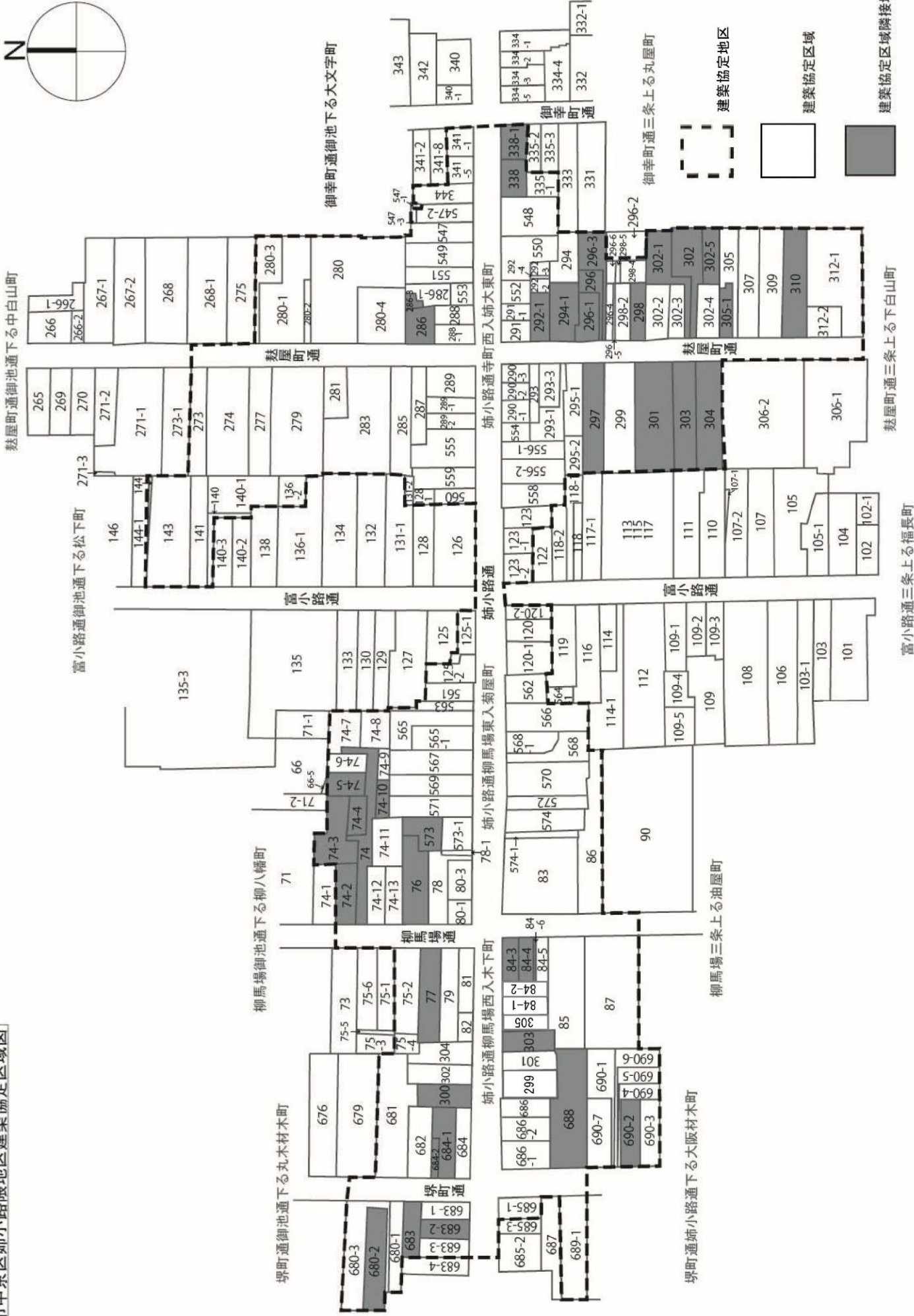
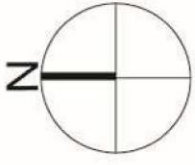
■建築物の形態等に関する基準

第7条 協定区域内の建築物の形態等は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の地上階数は、5以下とする。
- (2) 建築物の最高の高さ（階段室、昇降機塔、装飾塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分を含む。）は地盤面から18メートルを超えないものとする。
- (3) 1層2段以上の自動車車庫及び機械式駐車場については、隣地への騒音等を防止するため、周囲を壁及び屋根で囲まなければならない。



京都市中京区姉小路隈地区建築協定区域図



建築協定区域隣接地

建築協定区域

建築協定区域

建築協定区域

建築協定区域

建築協定区域

建築協定区域

（参考）建築協定を締結しようとする趣意

職住が共存する京都の都心界隈では、現在、マンション建設を中心に、土地利用も、街並みも急激な変化をとげようとしています。そうした変化の中にあって私たち住民は、まちの変化を時代の流れとただ受け止めるのではなく、新しい人やモノを導入しながら積極的に変化を誘導することで、この都心界隈がより豊かになることをめざし、活動しています。

平成12年4月には江戸時代の町衆の自治規制である「町式目」に倣い、「住みよい、安心して暮らせる環境づくり」の具体化に向け、6項目からなる「現代版姉小路界限式目」を策定しました。この姉小路界限式目は、界隈のまちのよさを確認し、それを守り育むことを約束した姉小路界限地区の「まちの宣言」です。

この界限式目で謳われたその一つひとつの項目をこの姉小路界限地区で将来にわたって実現していくために、私たちみんなで具体的なまちづくりのルールを確認し、具体化するための法的な手法について検討してまいりました。ここに姉小路界限を構成する多くの町内会の方々のご賛同を頂き、まちづくりのルールを建築協定にまとめることとなりましたので、建築協定締結の申請をいたします。

「姉小路界限町式目（平成版）」

- 1 姉小路界限が大切に育んできた「居住」と「なりわい」と「文化性」のバランス、そのバランスの維持を意識しながら発展するよう、地域の人が協力してまちを支えましょう。
- 2 姉小路界限は住み続け、なりわいを表出するまちとして、その界限性を守り育む「人」や「なりわい」を受け入れ、支えましょう。
- 3 姉小路界限は、なりわいの活気と住むことの静けさが共存する、落ち着いた風情のまちです。この環境や風情を大切に、その維持に努めましょう。
- 4 生活やなりわいの身丈に合った、姉小路界限の低中層の街並みを維持しましょう。
- 5 姉小路界限は、まちへの気遣いと配慮を共有したまちです。周囲（まち）との調和を了解しながら、それぞれの個性を表現していきましょう。
- 6 姉小路界限の通りは、地域の人に「もてなしの心」を表現する場として認識され親しまれてきました。その思いを継承し、より心楽しい美しい通りになるよう努めましょう。